

子どもの居場所

～青少年センターは、子どもが楽しみ、ほっとできる場所～

●泉南市子どもの権利に関する条例第7条

子どもは、「生きる・守られる・育つ・参加する」の権利を持っています。この4つの権利を具体的に保障する機会として、子どもの居場所は大切な役割を果たします。子どもはそこで、休息をとり、余暇や遊びを楽しむことができ、文化や芸術に触れることができます。居場所とは物理的な空間を指すにとどまらず、「私が私として存在しうる場所」という意味を帯びています。自分自身が尊重される場所では、自分をありのままに語り、困っていることや悩んでいること、分からないことを安心して相談することもできます。

●青少年センターは子どもの居場所

青少年センターは、条例第7条の「子どもの居場所」の機能と役割を積極的に果たしています。今年4月に、これまでの場所から泉南中学校へ移転しました。新しくなるにあたって、昨年度の子どもの権利条例市民モニター会議で要望や質問が出されましたので、回答も含め紹介します。

Q：子どもたちで何をやりたいかを企画したい。

A：企画のための会議があります。青少年センターに登録すれば、誰でも参加することができます。

Q：本や漫画をゴロゴロしながら読むことができますか？

A：靴を脱ぎ、くつろぎながら本を読むことができます。図書館からも本をたくさん借りています。漫画は、今のところ購入の予定はありません。

Q：ゲームを持込可能にしてほしい。

A：可能です。カードゲームや携帯型ゲームを持ってきて、みんなが安心して遊べるようにルール作りをしています。

Q：駐車場はありますか？

A：駐車場も駐輪場もあります。

Q：ほかの中学校にもつくる等、場所を増やしてほしい。

A：場所を増やすことは難しいため、いろいろな場所へ出向いて行くようにしています。夏休みも市内全小学校区へ行きました。

Q：見守ってくれる、子どもたちの関係を気にかけてくれる、ほっとできる場所ですか？

A：職員はそれをめざし、子どもたちと関わっています。

青少年センターの活動は、学校から配布する「なないろ通信」や市ウェブサイトをご覧ください



【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)